

名張市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

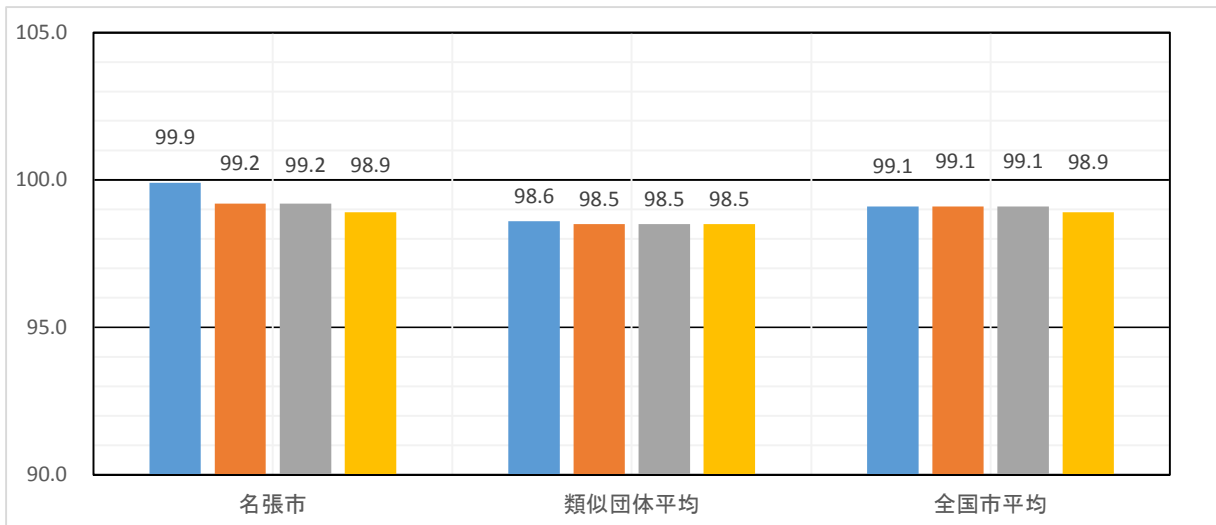
区分	住民基本台帳人口 (H31.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 78,896	千円 27,945,580	千円 221,589	千円 4,751,067	% 17.0	% 17.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当等 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
30年度	人 524	千円 1,923,479	千円 548,985	千円 823,095	千円 3,295,559	千円 6,289	千円 5,896

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



平成28年	99.9 (99.9)	98.6	99.1
平成29年	99.2 (99.2)	98.5	99.1
平成30年	99.2 (99.2)	98.5	99.1
平成31年	98.9 (98.9)	98.5	98.9

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し 【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(実施内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(減給保障)を実施しました。

②地域手当の見直し 【支給率の改定なし】

(支給割合) 国基準3%に対し、名張市においても3%を支給しています。

③その他の見直し内容

平成27年4月1日に、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

(5) 特記事項

名張市では、市の財政状況及び給与水準の適正化を踏まえ、下記の減額措置を実施しています。

①特別職 期末手当(教育長は期末勤勉手当)において支給額から30%の減額措置を実施

②一般職員 給料額において職員の級に基づき下記の減額措置を実施(医療職等除く)
地域手当、期末勤勉手当等(退職手当は除く)の支給においても減額措置後の給料額を基に算定を実施

7級職員 5%、 6級職員 4%、 5級職員 1%

③議員 議員報酬において支給額から約5%の減額措置を実施
(なお、期末手当算定時の報酬額には減額措置をしない)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名張市	43.6 歳	331,246 円	415,166 円	367,970 円
三重県	44.3 歳	343,864 円	437,692 円	381,354 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.7 歳	314,447 円	393,479 円	350,443 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
名張市	51.1 歳	21 人	334,224 円	353,737 円	348,455 円	—	—	—	—
うち給食調理員	53.0 歳	19 人	346,568 円	366,947 円	361,612 円	調理士	44.9 歳	261,000 円	1.41
うちその他	33.0 歳	2 人	216,950 円	228,243 円	223,459 円	—	—	—	—
三重県	55.0 歳	13 人	387,843 円	441,862 円	411,754 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	28 人	306,370 円	343,456 円	322,403 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
名張市	— 円	— 円	—
うち給食調理員	6,127,709 円	3,543,300 円	1.73

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成28年～30年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名張市	45.2 歳	342,871 円	396,073 円
三重県	42.6 歳	365,832 円	419,470 円
類似団体	37.8 歳	283,254 円	321,128 円

- (注) 1 ①から③における「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 ①から③における「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、①と②における「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 ①から③における※欄は、職員数が少ないため、個人情報の観点から記載を省略しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	名張市	三重県	国	
一般行政職	大学卒	180,700 円	189,200 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	154,900 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	148,600 円	154,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	256,840 円	357,333 円	366,786 円	397,224 円
	高校卒	※ 223,400 円	297,400 円	359,433 円	※ 381,249 円
技能労務職	高校卒	※ 215,900 円	※ 280,300 円	※ 315,900 円	364,350 円

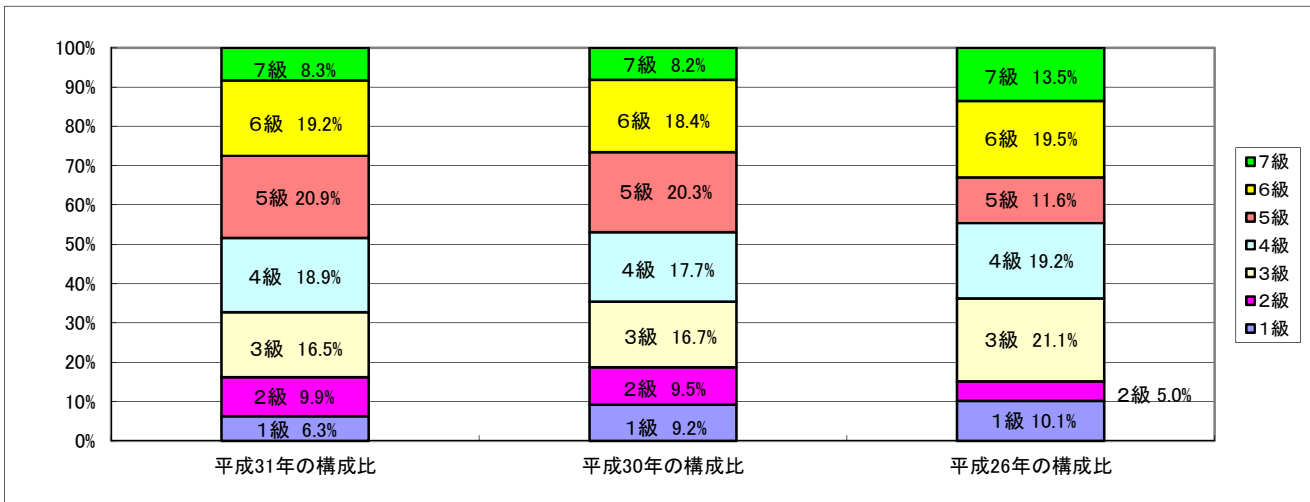
(注) ※欄の数値は該当者なしまたは少数のため理論値です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

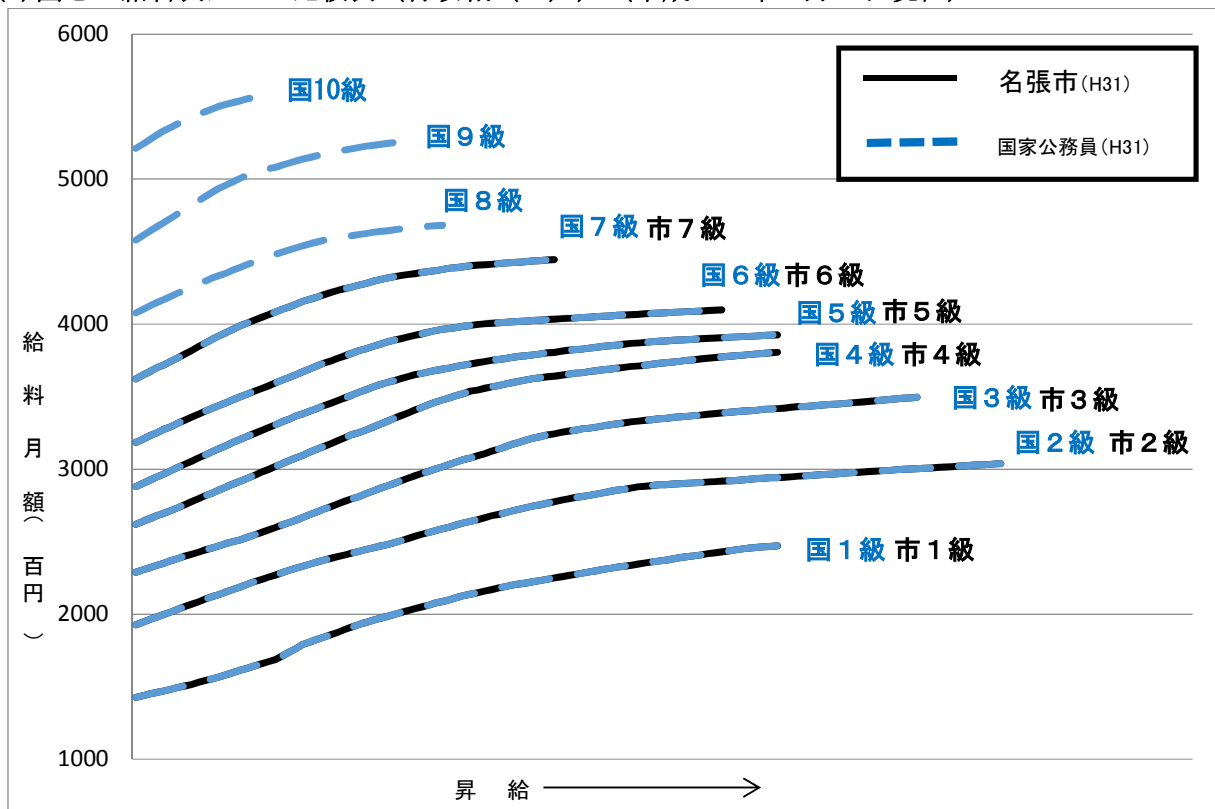
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	室員	19人	6.3%	144,100円	247,600円
2級	室員	30人	9.9%	194,000円	304,200円
3級	主任	50人	16.5%	230,000円	350,000円
4級	主査	57人	18.9%	263,000円	381,000円
5級	主幹	63人	20.9%	288,900円	393,000円
6級	室長	58人	19.2%	319,200円	410,200円
7級	部長	25人	8.3%	362,900円	444,900円

- (注) 1 名張市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 給料月額は、現在、実施中の独自削減は考慮せず、名張市の給与条例に基づく給料表の金額です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ(一律)	/	○	/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名張市	三重県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,588 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,701 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.765 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	○
標準の成績率のみ(一律)	/	○	/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

名張市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額		4,002 千円		19,397 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。
対象者は、全職種です。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		69,016 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		119,406 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
名張市	3 %	546 人	3 %
津市	6 %	2 人	6 %
東京都特別区	20 %	2 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		10,306 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		28,950 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		54.6 %	
手当の種類(手当数)		4(10)	
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
防疫手当	防疫等作業手当	1 感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事したとき。	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
福祉業務手当	死体処理手当	1 行旅死亡人の収容に従事したとき。	日額 5,000円 (医療職及び消防職には適用しない。)
特別勤務手当	用地交渉等手当	1 用地交渉、滞納整理、強制執行、汚物処理及び社会福祉の現業の業務で、同種の通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び、又は精神的な著しい苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円 (詳細が記録されていること。)
	災害応急作業等手当	1 正規の勤務時間外に災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
		2 前項のときに、庁外で業務に従事したとき。	日額 500円 (前項の額に加算する。)
	道路上作業手当	1 正規の勤務時間外に緊急勤務命令を受けて道路等の公共施設の補修、復旧等の業務に従事したとき。(災害応急作業等手当が支給される場合を除く。)	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
	応急診療業務	1 応急診療所で深夜に看護業務に従事したとき。	日額 800円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
消防手当	出勤手当	1 火災、救急及び救助等の現場に出勤し、消火、救急及び救助等の活動に従事したとき。ただし、救急救命士の資格を有する者が、救急活動に従事したとき及び中型・大型車の操作運転業務（機関員）に従事したときは100円を加算する。	1回 400円
		2 勤務時間外に火災等の発生により緊急勤務命令を受けて勤務につき、業務に従事したとき。	1回 500円
	夜間特殊業務手当	1 消防吏員が正規の勤務時間に深夜勤務に従事したとき。	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	160,531 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	357 千円
支給実績(平成29年度決算)	151,534 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	360 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	67,667 千円	244,286 円
	子	10,000円			
	上記以外の扶養親族	6,500円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		20,484 千円	266,021 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		24,190 千円	49,876 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給	異	国は月額46,300円～139,300円を支給	67,527 千円	515,473 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		7,293 千円	59,292 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		9,307 千円	97,967 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		63,415 千円	170,470 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	市 長	900,000 円	1,053,000 円	616,000 円
	副 市 長	690,000 円	870,000 円	578,000 円
	教 育 長	578,000 円		
報 酬	議 長	553,000 円	629,000 円	385,000 円
	副 議 長	476,000 円	575,000 円	330,000 円
	議 員	437,000 円	530,000 円	308,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成31年度支給割合) 3.50 月分 (教育長は期末勤勉手当として4.40月分)		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成31年度支給割合) 3.60 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料の月額×500/100×在職年数	18,000,000	任期ごと(4年)
	副 市 長	給料の月額×280/100×在職年数	7,728,000	任期ごと(4年)
	教 育 長	給料の月額×200/100×在職年数	3,468,000	任期ごと(3年)
	備 考			

- (注) 1 議長、副議長及び議員の報酬は、本市の厳しい財政状況に鑑み、平成31年4月から令和3年3月までの間、約5%の減額措置を実施しています。なお、各議員の報酬額は、減額措置実施後の額です。
(ただし、期末手当算定時の報酬額には減額措置をしない。)
- (注) 2 市長、副市長及び教育長の期末手当（教育長は期末勤勉手当）は、本市の厳しい財政状況に鑑み一層の歳出の削減を図るため、当面の間、支給することとされる額から100分の30を乗じて得た額を減じる減額措置を実施しています。
- (注) 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

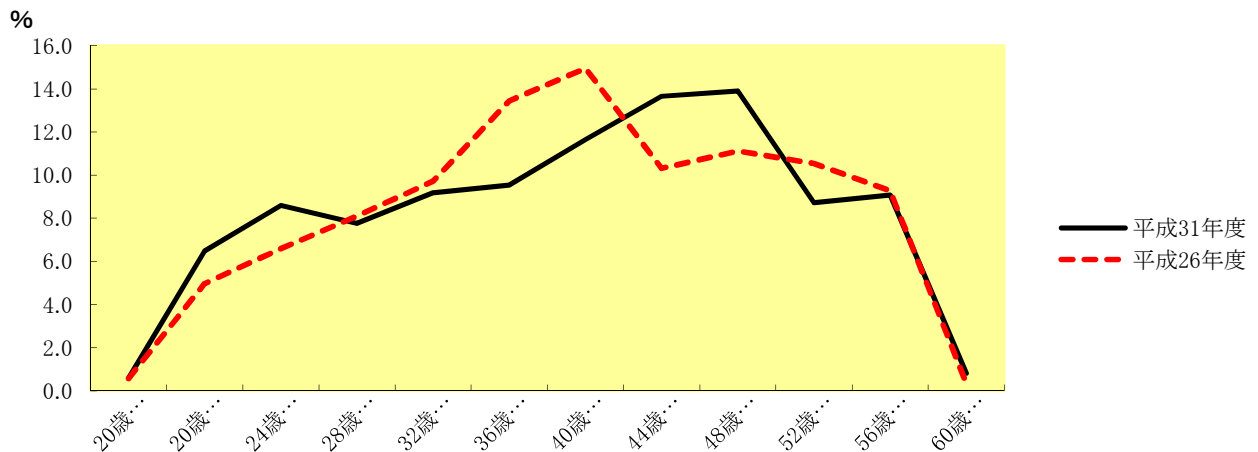
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6人	6人	0人	
		総務	94人	91人	-3人	事務の合理化
		税務	21人	21人	0人	
		農林水産	16人	15人	-1人	事務の合理化
		商工	6人	6人	0人	
		土木	49人	49人	0人	
		民生	108人	110人	2人	福祉業務スタッフの充実
		衛生	31人	30人	-1人	事務の合理化
		計	331人	328人	-3人	<参考> 人口1万当たり職員数 41.57人 (類似団体の人口1万当たり職員数 56.35人)
	教育部門	77人	77人	0人		
	消防部門	116人	116人	0人		
	小計	524人	521人	-3人	<参考> 人口1万当たり職員数 66.04人 (類似団体の人口1万当たり職員数 73.93人)	
公営企業計等部門	病院	271人	273人	2人	医療業務スタッフの充実	
	水道	21人	18人	-3人	事務の合理化	
	下水道	13人	12人	-1人	事務の合理化	
	その他	26人	25人	-1人	事務の合理化	
	小計	331人	328人	-3人		
合計		855人 [1,051人]	849人 [1,051人]	-6人 [0人]	<参考> 人口1万当たり職員数 107.61人	

(注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査をもとに算出しています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	5人	55人	73人	66人	78人	81人	99人	116人	118人	74人	77人	7人	849人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	353	336	331	330	331	328	▲ 25 (▲7.1%)
教 育	85	82	78	78	77	77	▲ 8 (▲9.4%)
消 防	114	115	115	116	116	116	2 (1.8%)
普通会計	552	533	524	524	524	521	▲ 31 (▲5.6%)
公営企業等会計	312	321	318	326	331	328	16 (5.1%)
総 合 計	864	854	842	850	855	849	▲ 15 (▲1.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円	千円	千円	%	%
	5,246,988	38,616	2,185,347	41.6	39.7

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	273	1,019,147	736,721	429,479	2,185,347	8,005

(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 6,906

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	41.3 歳	539,595 円	1,738,599 円
三重県	38.8 歳	518,966 円	1,309,275 円
市町村平均	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	38.0 歳	303,660 円	463,093 円
三重県	43.5 歳	358,291 円	559,881 円
市町村平均	39.5 歳	294,102 円	470,977 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	40.6 歳	325,742 円	511,371 円
三重県	42.5 歳	361,744 円	572,172 円
市町村平均	42.9 歳	322,930 円	497,596 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市		三重県		市町村(政令指定都市を除く)平均	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
1,565 千円		1,700 千円		1,421 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.765 月分		
		(1.45)月分	(0.90)月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~20%			
		・管理職加算 15~25%			

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

名張市			市町村(政令指定都市を除く)平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置					
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)					
1人当たり平均支給額		3,878 千円	1人当たり平均支給額		4,696 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

ウ 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		59,842 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		205,643 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
医師	16 %	37 人	— %
医師以外	3 %	244 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	334,148 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	1,421,908 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	68.1 %
手当の種類(手当数)	2(49)

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	夜間看護業務（実務研修含む）	1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。4時間以上	1回 4,500円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間以上4時間未満	1回 4,000円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間未満	1回 3,000円
		2 前項の手当を1月に合計11回以上受けるとき	1回 3,000円 (支給は、月1回に限る。)
	緊急呼出手当	1 正規の勤務時間外に、医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回 5,000円
		1 正規の勤務時間外に、医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回 3,000円
	管理職員緊急業務手当	1 医療職給料表の適用を受ける管理職員が正規の勤務時間外に緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回 5,000円
	死体処理業務	1 病院で勤務する職員が死体の処理に従事したとき。	1回 1,200円
	解剖業務	1 病院で勤務する職員が解剖に従事したとき。	1回 1,600円
	放射線照射業務	1 放射線を照射する業務に従事したとき。	日額 300円
	病理検査業務	1 病理検査業務に従事したとき。	日額 300円
	手術室業務	1 看護師が手術室に勤務したとき。	日額 300円
	人工透析業務	1 人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額 300円
	救急出動業務	1 救急車で患者を他病院に搬送した職員	1回 400円
	救急輪番業務	1 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 120,000円
		2 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が名張市の休日定める条例（平成元年条例第1号）による休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 70,000円
		3 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 18,000円
		4 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 85,000円 (管理職員には適用しない。)
		5 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が名張市の休日定める条例による休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 40,000円 (管理職員には適用しない。)
		6 医療職給料表（2）の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 3,000円 (管理職員には適用しない。)
	救急輪番患者診察手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。診察した患者に入院を指示した場合	1回 6,000円 (小児科の医師の場合にあっては、8,000円)
		1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。それ以外の場合	1回 4,000円 (小児科の医師の場合にあっては、8,000円)
	外来患者診察手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が外来において初診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	1回 500円 (小児発達支援外来の場合にあっては、2,500円)
2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が外来において再診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。		1回 300円 (小児発達支援外来の場合にあっては、1,700円)	

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	入院患者担当手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が入院患者を主治医として担当したとき。	延べ担当患者1人 600円 （小児科の医師の場合 にあつては、1,500円）
	手術業務手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が手術に従事したとき。学卒後6年以上の医師	1回 当該手術に係る診療報酬の額（1点の単価10円とし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示59号）別表第1に定める点数を乗じて得た額をいう。）に100分の5（内視鏡に係る手術の場合にあつては、100分の20）を乗じて得た額を当該手術に従事した医師（学卒後6年未満の医師を除く。）の人数で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
		1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が手術に従事したとき。学卒後3年以上6年未満の医師	1回 1,000円
	麻酔業務手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。全身麻酔	1回 15,000円
		1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。その他の麻酔	1回 10,000円
	訪問診療業務手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が患者の居宅において診療に従事したとき。	1回 2,000円
	画像診断業務手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。コンピュータ断層撮影（CT撮影）	1回 700円
		1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）	1回 1,000円
	研修医指導手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。）の指導に従事したとき。指導医養成講習会終了者	日額 500円
		1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。）の指導に従事したとき。その他の医師	日額 300円
	公衆衛生活動手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、他団体等の依頼に基づき健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等に従事したとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	日額 2,000円
	講演等講師手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、他団体等の依頼に基づき研修会、講演会等を行ったとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該研修会、講演会等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	日額 5,000円
	介護老人保健施設入所者担当手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が介護老人保健施設の入所者を担当したとき。	延べ担当入所者1人 100円
	服薬指導業務手当	1 医療職給料表（2）の適用を受ける職員が服薬指導業務に従事したとき。	1回 300円
	栄養指導業務手当	1 医療職給料表（2）の適用を受ける職員が栄養指導業務に従事したとき。	1回 200円
	医師職務手当	1 院長	月額 200,000円
2 顧問		月額 200,000円	
3 副院長		月額 100,000円	
4 診療部長		月額 70,000円	

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	待機業務	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院外での待機の場合	1回 2,000円
		1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院内での待機の場合	1回 6,000円
		2 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院外での待機の場合	1回 1,000円
		2 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院内での待機の場合	1回 3,000円
医師研究手当	医師研究業務	1 院長、副院長及び顧問	月額 480,000円
		2 学卒後3年以上の医師	月額 180,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	190,083 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	773 千円
支給実績(平成29年度決算)	212,941 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	873 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	29,755 千円	223,718 円
	子	10,000円			
	上記以外の扶養親族	6,500円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		14,498 千円	245,729 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		17,783 千円	75,671 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～140,000円を支給	異	医療職等の支給単価	26,196 千円	671,692 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～12,000円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,500円～6,000円支給	異	医療職等の支給単価	2,964 千円	123,490 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		8,899 千円	217,037 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		21,998 千円	108,366 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		29,846 千円	167,675 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	1,837,964	△ 52,530	86,389	4.7	4.6

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費33,339千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
30年度	19	80,052	9,229	30,424	119,705	6,300	6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	38.3 歳	310,051 円	473,530 円
三重県	44.6 歳	395,211 円	623,336 円
市町村平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	三重県	市町村(政令指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(30年度) 1,449 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,835 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,525 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.765 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

名張市				市町村(政令指定都市を除く)平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年			
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	
その他の加算措置					
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)					
1人当たり平均支給額	23,210 千円			1人当たり平均支給額	9,232 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		2,410 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		89,264 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
名張市	3 %	18 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)	42 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	1,680 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	54.3 %
手当の種類(手当数)	4(4)
勤務内容	支給単価
用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円
緊急命令を受けて出勤し、応急復旧作業に連続して3時間以上直接従事した職員	1回 500円
勤務時間外に緊急命令を受けて出勤し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）	1回 500円
高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱った職員	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	3,564 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	188 千円
支給実績(平成29年度決算)	4,685 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	360 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	2,207 千円	183,917 円
	子	8,000円			
	上記以外の扶養親族	6,500円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		1,236 千円	206,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		886 千円	42,189 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給	同		2,698 千円	539,600 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		172 千円	34,410 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		576 千円	44,282 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円